

第 3 回児童の性的搾取に反対する世界会議における成果文書について

1 経緯

- (1) 平成20年11月、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」がブラジル連邦共和国・リオデジャネイロで開催された。
- (2) 同会議における成果文書案については、行動への呼びかけの章に関し、閉会式後30日間、参加者に対しコメント照会が行われた。
- (3) 同文書は、平成21年4月8日（水）から9日（木）までの間アメリカ合衆国・ニューヨークで開催された同会議のフォローアップ会合にて最終案が配布された。
- (4) 公式文書は未配布であり、最終案から構成に若干の変更が加えられる可能性がある。

2 成果文書（最終案）の概要

- (1) 件名
児童の性的搾取を防止するリオデジャネイロ宣言と行動への呼びかけ
- (2) 行動への呼びかけの概要（児童ポルノ及び警察関連を中心に）
疑似ポルノを含む児童ポルノの意図的な入手、所持、閲覧等の処罰化
I S P 等に対する警察への児童ポルノの通報及び削除の義務化
共通の基準の下にI C P O主導で共通のブロッキングリストの作成
児童ポルノの入手を容易にする取引の停止を金融機関に要請
加害者と被害者追跡のための画期的な技術の研究促進
不適切な子どもの画像の閲覧を防止するためのフィルタリング利用の容易化
警察内の対児童性犯罪部署の創設と特別な訓練の実施
I C P O児童ポルノデータベースへの参画
抑止、捜査、被害者保護等に関する国際連携の推進
国内行動計画の策定
通報窓口へのアクセスの容易化

3 警察庁の対応

成果文書に法的拘束力はないものの、警察庁としても、児童ポルノ事犯の取締りを推進するなど、児童の性的搾取防止対策に積極的に取り組んでいく。

本件担当：生活安全局少年課
小澤理事官（3061）